

平成 29 年度西東京市総合防災訓練の実施について

1 目 的

多摩直下地震の発生により市内に震度 6 強の地震が発生したことを想定し、各防災関係機関及び市民が一体となった実効的かつ総合的な防災訓練を実施する。

これにより、各防災関係機関相互との緊密な協力体制を確立するとともに、地域防災計画内容の理解及び防災意識の高揚を図る。

2 根 拠

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 48 条及び西東京市地域防災計画

3 日 時

平成 29 年 10 月 22 日（日）午前 9 時から概ね正午まで

4 場 所

①メイン会場 向台運動場（西東京市向台町五丁目 4 番）

倒壊建物救出救助訓練、消火訓練・延焼阻止線設定訓練 等

②第二会場 上向台小学校（西東京市向台町六丁目 7 番 28 号）

避難施設開設訓練、応急給水訓練 等

使用場所予定：校庭、体育館、教室の一部

5 訓練概要及び訓練項目

後日、各関係機関と調整の上、決定しだい報告する。

【参考】

○ 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）

第 48 条 災害予防責任者は、法令又は防災計画の定めるところにより、それぞれ又は他の災害予防責任者と共同して、防災訓練を行わなければならない。

○ 西東京市地域防災計画（平成 28 年 5 月修正）

第 2 部 地震災害編：第 1 章 市民と地域の防災力向上

第 1 節 自助による市民の防災活動：予防対策 4. 防災訓練の充実

市は、震災時における市民の防災活動への理解や円滑な活動の実施を期するため、各防災関係機関相互及び市民との協力体制確立に重点をおいた総合防災訓練及びその他の目的別訓練を実施する。